



大阪地裁総第 636 号

令和 4 年 5 月 19 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 宮 崎 英



### 司法行政文書開示通知書

令和 3 年 10 月 22 日付け（同月 25 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

平成 29 年 5 月 15 日付け大阪地方裁判所刑事部「法廷内写真取材に関する申合せ」（片面で 14 枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、公にすることにより広報事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 6 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)

平成29年5月15日

## 法廷内写真取材に関する申合せ

大阪地方裁判所刑事部

### 第1 趣旨

法廷内における写真取材に関する具体的運用及び事務取扱いについては、本申合せに定めるところによる。

### 第2 写真取材の許可

部（単独事件の場合は係、以下同じ）は、大阪司法記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）の加盟社から、報道の目的で、当該部に係属する被告事件の公判期日における法廷内の写真取材の許可の申請があった場合、相当と認めるときは、開廷前、被告人の在廷しない状態での取材に限り、一定の条件を付してこれを許可する。

### 第3 相当性の判断基準

1 法廷内の写真取材が相当か否かは、事件の性質及び内容、法廷警備上支障の生じるおそれの有無及び程度、訴訟関係人の写真取材に対する意向、当該事件に対する社会的関心の大きさ、取材報道の趣旨等を総合的に考慮して判断する。

2 前項の判断をするに当たり、次に掲げるような事情のあるときは、原則として相当性を欠くものとする。

- (1) 事件の性質及び内容に照らし、法廷が混乱するおそれがあると認めるとき。
- (2) 法廷内の写真取材が、被告人、被害者参加人及び傍聴人等の法廷内における過激な、若しくは宣伝的な行動を誘発又は助長するおそれがあると認めるとき。
- (3) 被告人、被害者参加人及び傍聴人等が法廷内において組織の威力を誇示す

る行動に出るおそれがあると認めるとき。

- (4) その他、法廷における秩序の維持又は訴訟指揮権の適正な行使が阻害されるおそれがあると認めるとき。

#### 第4 写真取材の許可の取消し

部は、法廷内の写真取材が相当性その他の条件を欠くと認めるに至ったときは、その許可を取り消すことができる。

#### 第5 司法行政上の措置

部は、法廷内における写真取材が本申合せに定めるところに違反して行われた場合には、所長に報告して、本申合せによる便宜供与につき、一定期間の停止、取止めその他必要な司法行政上の措置を講じるよう申し出ることができる。

#### 第6 許可申請手続

##### 1 記者クラブ加盟社からの申請

- (1) 法廷内写真撮影許可申請書（以下「申請書」という。別紙1（刑事））に記載する記者クラブ幹事社（以下「幹事社」という。）及び代表取材社の各責任者は記者クラブ名簿に記載された社員とする。

- (2) 記者クラブの加盟社で法廷内の写真取材を希望する社（以下「取材希望社」という。）があるときは、その責任者及び幹事社の責任者から申請書を提出させる。

- (3) 取材希望社が2社以上あるときは、取材希望社相互間で協議の上、撮影に使用する機材ごとに代表して写真取材に当たる社を選定させ、当該選定された社の責任者及び幹事社の責任者から申請書を提出させる。

- (4) 申請書には、本申合せに定める条件（以下「取材条件」という。）を遵守し、かつ、取材条件に違反した場合は、法廷の秩序維持のため必要な措置をとられても異議がない旨の誓約文言を記載させる。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 申請書

(1) 申請書用紙の交付

申請書用紙は、広報係が幹事社にあらかじめ一括交付する。

(2) 提出先、提出通数

申請書は、各責任者が記名押印したもの1通を広報係に提出させる。

4 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 受付事務

申請書を受理（期限後に提出された場合を含む。）した広報係は、直ちに当該申請書原本及びその写しを部に送付する。

第7 許可手続等

1 許否の判断

部は、広報係から申請書の送付を受けたときは、速やかに許否の判断を行う。

なお、部は、許可申請に関し幹事社及び取材希望社と電話、面談その他方法のいかんを問わず直接折衝を行わない。

2 手続

許可又は不許可の手続は、次のとおりとする。

(1) 許可の場合と写真取材警備事件

① 部は、取材条件を明示した法廷内写真取材許可書（以下「許可書」という。別紙2の様式に裁判長（単独事件の場合は裁判官、以下同じ。）が認印し、次葉に申請書の写しを添付し契印する。）を作成し、これを速やかに刑事訟廷庶務係（以下「庶務係」という。）を経由して申請書原本とともに広報係に送付する。

広報係は、許可書原本及び申請書写しを幹事社に交付する。

広報係は、申請書原本及び許可書写しを保管する。

② 部は、法廷内の写真取材を許可した事件について、必要と認めるとときは写真取材警備事件として、許可後遅滞なく写真取材警備要請書（別紙3）を庶務係を経由して広報係に送付する。

## （2）不許可の場合

部は、担当書記官に不許可通知書（別紙4）を作成させ、これを速やかに庶務係を経由して申請書原本とともに広報係に送付する。

広報係は、幹事社に口頭で不許可の旨を告知する。

部は、不許可とした理由を告げないものとし、幹事社又は取材希望社から不許可の理由の告知を求められてもこれに応じない。

広報係は、申請書原本及び不許可通知書を保管する。

# 第8 法廷内の写真取材を許可した場合における訴訟関係人及び傍聴人等に対する措置

## 1 被告人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 檢察官及び弁護人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 被害者参加人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 その他の訴訟関係人

[REDACTED]

[REDACTED]

5 傍聴人

部は、法廷の廊下側入口前に、法廷内の写真取材が許可されている旨及び傍聴人等は写真取材が行われている間、法廷外にいることができる旨などを表示した掲示（別紙5）をするものとする。

刑事訟廷（副）管理官は、写真取材の開始に先立ち、傍聴人に対し、上記の内容を告げる。

第9 法廷内写真取材等

1 各部と各関係部署との打合せ

部は、法廷内写真取材を許可したときは、取材方法、法廷警備等について、必要に応じ広報係その他の関係部署と事前の打合せを行うこととする。

2 撮影要員及び撮影補助要員（以下「撮影要員等」という。）の氏名の通知  
広報係は、幹事社から撮影要員等の氏名が通知されたときは、その氏名を部に通知する。

3 写真機材等の庁内での持ち運び  
写真機材等は、できる限り、バック等に入れて、他から見てそれと分からないようにして持ち運びさせるものとする。

4 撮影要員等の待機場所、時間  
広報係は、撮影要員等を原則として開廷の20分前までに当庁記者クラブ室で待機させるものとする。

5 撮影要員等の氏名、身分の確認等  
広報係及びこれに協力する者（以下「広報係等」という。広報係等は裁判所職員であることを示すワッペンを着用する。）は、待機場所において次の(1)及び(2)の事項の確認等をする。

(1) 撮影要員等氏名等の確認

撮影要員等の氏名、所属社等は、身分証明書によって確認し、撮影要員等から1人につき各名刺2枚の提出を受け、うち1枚を撮影開始前に部の書記官に渡し、1枚を広報係で保管する。

(2) 取材条件の説明等

撮影要員等に対し、取材条件を説明し、違反することのないように注意する。

6 写真腕章の貸与

広報係等は、撮影要員等に対し、その氏名を確認した後、写真取材用の腕章を貸与する。

広報係等は、撮影が終了し、待機場所に戻った時点で撮影要員等から腕章の

返還を受ける。

## 7 法廷への誘導等

- (1) 広報係等は、撮影要員等に待機場所において腕章を着用させた上、当該法廷へ誘導する。
- (2) 部の担当書記官は、原則として開廷の15分前までに入廷し、訴訟関係人及び傍聴人等の入廷後、被告人並びに証人、鑑定人及び通訳人が入廷していないことを確認した上、裁判長の指示を受けて、広報係等に対し、撮影要員等の入廷が可能となった旨を連絡する。この場合において、広報係等に対する連絡は、原則として開廷の10分前までにするものとする。
- (3) 広報係等は、入廷後、撮影要員等に対し、撮影位置を指示する。指示する撮影位置は、後記8の(4)のとおりとする。
- (4) 裁判長の命を受けた裁判所職員は、撮影要員等に対し、撮影開始及び撮影終了を指示する。
- (5) 広報係等は、撮影終了後、撮影要員等を待機場所まで誘導する。ただし、当該撮影要員等が他の法廷において写真取材を行うために待機場所に戻る余裕がないときは、当該他の法廷まで撮影要員等を誘導することができる。
- (6) 法廷前で待機している裁判所職員は、撮影要員等の退廷後、法廷外にいる被告人、その他の訴訟関係人、傍聴人等に対し、写真取材が終了した旨を連絡し、これらの者を入廷させる。

## 8 取材方法等

取材方法等は、次のとおりとする。

### (1) 取材機材等

撮影に使用できる機材は、1人で操作できる携帯用小型のスチールカメラ1台、予備用のスチールカメラ1台及びビデオカメラ（映画用撮影機を含む。以下同じ。）1台とし、照明機材、録音機材、中継機材の使用を認めない。

### (2) 取材人員等

部は、撮影要員として、スチールカメラにつき1人、ビデオカメラにつき1人の入廷を認め、更にスチールカメラにつき1人、ビデオカメラにつき1人の撮影補助要員の入廷も認める。撮影要員等について、入廷後他の者との交代は認めない。

### (3) 取材時期、時間等

撮影は、裁判長の入廷開始時から裁判官全員が法廷内に着席し開廷を宣言する前までとし、裁判官着席から開廷を宣言する前までの撮影時間は2分以内とする。

なお、撮影は被告人の在廷しない状態で行わせる。

撮影の開始及び終了は、裁判長の命を受けた裁判所職員の指示による。

### (4) 取材位置等

撮影位置は、裁判長の指定する傍聴席後部の区域内とするが、裁判長から特段の指示がない限り、最後列の傍聴席背面ラインから後部壁面までの位置とし、単独法廷等で同部分にスペースがない場合は、後から2列目の傍聴席背面ラインから後部壁面までのスペースを確保できる位置とする。同区域内においては撮影位置を移動することができるが、脚立の移動は認めない。

なお、脚立は撮影要員1人につき1台とし、撮影位置の高さについては、法廷の雰囲気を損なうことのないよう配慮するものとする。

### (5) 撮影対象及び撮影方法

撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席（検察官席及び弁護人席。なお、傍聴席が付随的に入ることは可）とし、次のような撮影方法等は認めない。

- ① 音声を同時に録音すること。
- ② 特定の人物（裁判官を除く。）の拡張・拡大写真を撮影すること。
- ③ 傍聴席の特定の者を個別的に撮影対象とすること。
- ④ フラッシュ、ストロボ、ライト等を使用すること。

- (5) 訴訟関係人、傍聴人等が宣伝的行為ないし法廷の秩序を乱す行為に出た場合にこれを撮影対象とすること。
- (6) 法廷が混乱した場合の撮影中止

撮影要員等は、法廷が混乱した場合に、裁判長又はその命を受けた（あらかじめ命を受けた場合を含む。）裁判所職員から指示されたときは、直ちに撮影を中止し、その指示に従わなければならない。
- (7) 取材条件の遵守等

撮影要員等は、許可書に記載された取材条件及び裁判長の命じる事項（裁判長の命を受けた裁判所職員の指示を含む。）を遵守しなければならない。  
これに違反した場合において、裁判長から法廷の秩序維持のため必要な措置を命じられたときは、その命じるところに従わなければならない。

#### 第10 法廷内写真の使用

撮影を許された法廷内の写真は、当該事件に関する報道についてのみ使用せるものとする。

#### 第11 掲載、放映結果等の確認

広報係は、撮影された法廷内の写真が新聞等に掲載され、又はテレビで放映された場合には、その結果等を確認するよう努め、これを部に通知する。

#### 第12 その他

法廷内の写真取材に関する事務は、広報係及び庶務係において管理する。

#### 付 則

- 1 本申合せは、平成29年6月1日から実施する。
- 2 平成3年1月25日付け「法廷内写真取材に関する申合せ」は、平成29年5月31日限り、廃止する。

(別紙1)

(刑事用) 法廷内写真撮影許可申請書

大阪地方裁判所 御中

平成 年 月 日

大阪司法記者クラブ幹事社 印  
責任者  
大阪司法記者クラブ幹事社 印  
責任者  
スチール写真取材代表取材社 印  
責任者  
ビデオ取材代表取材社 印  
責任者

報道のため必要があるので、平成 年 月 日午 時 分から第 号法廷で開廷する被告人 に対する、 被告事件の公判において、同法廷内でスチールカメラ、ビデオカメラを使用して写真撮影することを許可してください（なお、下記1の司法記者クラブ所属の取材希望社を代表して行う取材です。）。

写真撮影をするに当たっては、下記2の取材条件を誠実に遵守することを誓約します。また、取材条件に違反した場合は、法廷の秩序維持のため必要な措置をとられても異議ありません。

記

1 取材希望社(○印を付した社)

朝日新聞	日本経済新聞社	毎日新聞社	産経新聞社
読売新聞	時事通信	共同通信社	日本放送協会
朝日放送	関西テレビ	毎日放送	読売テレビ
テレビ大阪	神戸新聞	京都新聞	ラジオ大阪
夕刊フジ	サンテレビ	KBS京都	ジャパンタイムズ
中日新聞			

2 取材条件

- (1) 撮影は、1人で操作できるスチールカメラ1台（予備用のスチールカメラ1台を含む。）、ビデオカメラ1台を使用して行い、照明機材、録音機材及び中継機材は持ち込まない。
- (2) 予め裁判所との間で確認した撮影要員のみ入廷し、入廷後他の者と交代しない。
- (3) 撮影は、裁判長(官)の入廷開始時から裁判官全員が法廷内に着席し開廷を宣言する前までとし、裁判官着席から開廷を宣言する前までの撮影時間は2分以内とする。  
被告人の在廷しない状態で行う。  
撮影の開始と終了は、裁判長(官)の命を受けた裁判所職員の指示に従う。
- (4) 撮影位置は、傍聴席後部の裁判長(官)が指定する区域内とし、脚立の移動はできない。  
脚立は、撮影要員1人につき1台とし、撮影位置の高さについては、法廷の雰囲気を損なうことのないよう配慮する。
- (5) 撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席（検察官席及び弁護人席。なお、傍聴席が付随的に入ることは可）とし、次のような撮影方法はとらない。
  - ① 音声を同時に録音すること。
  - ② 特定の人物（裁判官を除く。）の拡張・拡大写真を撮影すること。
  - ③ 傍聴席の特定の者を個別的に撮影対象とすること。
  - ④ フラッシュ、ストロボ、ライト等を使用すること。
  - ⑤ 訴訟関係人、傍聴人等が宣伝的行為ないし法廷の秩序を乱す行為に出た場合にこれを撮影対象とすること。
- (6) 法廷が混乱したときは、裁判長(官)又はその命を受けた裁判所職員の指示により、直ちに撮影を中止し、退廷する。
- (7) 以上に記載された事項を遵守するほか、裁判長(官)の命ずる事項及びその命を受けた裁判所職員の指示に従う。

(別紙2)

法廷内写真取材許可書

本件の法廷内写真取材を許可する。

取材条件は、法廷内写真撮影許可申請書記載のとおり

平成 年 月 日

大阪地方裁判所第 刑事部 係

裁判長（官）

(注) この書面と申請書写しとの間に契印する。

(別紙3)

写 真 取 材 警 備 要 請 書

平成 年 月 日

大阪地方裁判所第 刑事部 係

裁判長(官)

印

被 告 人 氏 名	ほか 名	処 遇	不拘束 勾留中	名 名
事 件 名	平成 年 ( ) 第 号 被告事件			
通 称 事 件 名				
事 件 内 容	別添起訴状写しのとおり(第2回目以降は不要)			
期 日	平成 年 月 日午前・午後 時 分			
法 廷	第 号法廷	裁判官入廷	開 廷	分 前
訴 訟 関 係 人	開廷時に出頭予定の 1 証人 2 鑑定人 3 通訳人 氏名 ( ) 4 無し			
指 示 事 項	傍聴券の発行 1 有り ( 枚) 2 無し			
	写真取材者に対する撮影禁止・中止命令 1 命令と同時に執行してよい。 2 執行命令を別に発する。			
	警備解除の時期 1 裁判長(官)の開廷宣言 2 その他			
そ の 他	代表取材社 1 スチール 2 ビデオ 警備員 名配置されたい。			書記官印 TEL 番

(別紙4)

通 知

被告人 に対する 被告事件  
の平成 年 月 日の公判の法廷内写真取材に関する同年 月 日付け  
許可申請書は不許可になりました。

平成 年 月 日

大阪地方裁判所第 刑事部 係

裁判所書記官

印

(別紙5)

事件番号 平成 年( )第 号

事件名 被告事件

法廷 号法廷

上記事件については、開廷前に限り、報道関係者による法廷内の写真取材が許可されています。

傍聴人等は、写真取材が行われている間、法廷外にいることができます。

写真取材が終わりましたら、お知らせいたします。

平成 年 月 日

大阪地方裁判所第 刑事部 係